

工事請負契約等に係る契約の保証に関する取扱要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>3 契約の保証を要しない場合</p> <p>契約の保証を要しない場合は、財務規則第 101条第 2 項第 6 号（次に掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。）から第 8 号まで及び第10号のいずれかによる場合に限る。</p> <p>(1) <u>公共土木施設緊急施行工事事務取扱要領（昭和55年 6 月 5 日付け 280－ 287土木部長通知）の対象とする建設工事</u></p> <p>(2) <u>小規模緊急業務委託工事事務取扱要領（平成15年 8 月25日付け 280－ 448－ 2 総務部長・土木部長通知）の対象となる建設工事関連の業務委託</u></p>	<p>3 契約の保証を要しない場合</p> <p>契約の保証を要しない場合は、財務規則第 101条第 2 項第 6 号（次に掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。）から第 8 号まで及び第10号のいずれかによる場合に限る。</p> <p>(1) <u>災害復旧等に関する緊急施行工事事務取扱要領（平成30年 3 月30日付け 280－2063総務部長、環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長通知）第 4 条第 2 号に掲げる小規模緊急施行工事</u></p> <p>(2) <u>災害復旧等に関する緊急施行业務委託工事事務取扱要領（平成30年 3 月30日付け 280－2063総務部長、環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長通知）第 4 条第 2 号に掲げる小規模緊急施行业務委託</u></p>
<p>5 工事請負契約等締結時の取扱い</p> <p>(1) 金融機関等の保証</p> <p>ア 「銀行、<u>确实と認める金融機関</u>」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行（信託銀行を含む。以下同じ。）、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合</p>	<p>5 工事請負契約等締結時の取扱い</p> <p>(1) 金融機関等の保証</p> <p>ア 「銀行、<u>発注者が确实と認める金融機関</u>」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195号）第 3 条に規定する金融機関である銀行（信託銀行を含む。以下同じ。）、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業</p>

又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）をいう。

イ [略]

ウ 落札者等は、契約書案の提出に当たり、工事請負契約等について、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

エ 発注者は、前項の保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の保証書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(キ) [略]

(ク) 保証期間が契約書案に記載の工期（業務委託契約書においては履行期間をいう。以下「工期等」という。）を含むものであること。

(ケ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる「履行ボンド」）

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）をいう。

イ [略]

ウ 落札者等は、工事請負契約等の契約書案（以下「契約書案」という。）の提出に当たり、工事請負契約等について、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

エ 発注者は、前項の保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の保証書は、工事請負契約等の契約書（以下「契約書」という。）等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(キ) [略]

(ク) 保証期間が契約書案に記載の契約締結日から工期（業務委託契約書においては履行期間をいう。）の末日までの期間（以下「契約期間」という。）を含むものであること。

(ケ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる「履行ボンド」）

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくもの

(ア)～(カ) [略]

(キ) 保証期間が工期等を含むものであること。

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(カ) [略]

(キ) 保険期間が工期等を含むものであること。

(4) 契約保証金の納付

ア 落札者等は、契約保証金の額以上の金銭を指定金融機関等に払い込み、工事請負契約等の契約書案（以下「契約書案」という。）の提出に当たり、係る受領証の写しを発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の受領証の写しは、工事請負契約等の契約書（以下「契約書」という。）等と一緒に綴っておくものとする。

(5) [略]

7 工期等の延長時の取扱い

発注者は、工期等の延長を行おうとする場合で、保証期間が変

とする。

(ア)～(カ) [略]

(キ) 保証期間が契約期間を含むものであること。

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(カ) [略]

(キ) 保険期間が契約期間を含むものであること。

(4) 契約保証金の納付

ア 落札者等は、契約保証金の額以上の金銭を指定金融機関等に払い込み、契約書案の提出に当たり、係る受領証の写しを発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) [略]

7 契約期間の延長時の取扱い

発注者は、契約期間の延長を行おうとする場合で、保証期間が

更後の工期等を含まないときは、保証期間を変更後の工期等を含むように延長変更するものとする。

- (1) 西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社（以下「西日本建設業保証株式会社等」という。）の保証  
ア 請負者等は、工期等が延長され、変更後の工期等末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところにより、変更契約書又は工期変更協議書の写しの郵送又はファクシミリ送信により同社に通知しなければならない。

イ [略]

- (2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証  
ア 請負者等は、工事請負変更契約等の変更契約書案（以下「変更契約書案」という。）の提出に当たり、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、銀行等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(エ) [略]

(オ) 変更後の保証期間が変更後の工期等を含むものであること。

変更後の契約期間を含まないときは、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更するものとする。

- (1) 西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社（以下「西日本建設業保証株式会社等」という。）の保証  
ア 請負者等は、契約期間が延長され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところにより、変更契約書又は工期変更協議書の写しの郵送又はファクシミリ送信により同社に通知しなければならない。

イ [略]

- (2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証  
ア 請負者等は、工事請負変更契約等の変更契約書案（以下「変更契約書案」という。）の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、銀行等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(エ) [略]

(オ) 変更後の保証期間が変更後の契約期間を含むものであること。

(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期等を含むものであること。

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期等を含むものであること。

(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の契約期間を含むものであること。

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の契約期間を含むものであること。

8 工期等の短縮時の取扱いについて

工期等の短縮を行おうとする場合で、請負者等から保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 請負者等は、工期等が短縮され、変更後の工期等末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところによる。

イ [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、金融機関等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(エ) [略]

(カ) 変更後の保証期間が工期等を含むものであること。

8 契約期間の短縮時の取扱いについて

契約期間の短縮を行おうとする場合で、請負者等から保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 請負者等は、契約期間が短縮され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところによる。

イ [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、金融機関等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(エ) [略]

(オ) 変更後の保証期間が契約期間を含むものであること

(キ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期等を含むものであること。

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、

。

(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の契約期間を含むものであること。

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、

前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の工期等を含むものであること。

#### 9 履行遅滞時の取扱い

発注者は、履行遅滞が生じた場合において、約款第45条第1項又は業務等委託契約書第41条第1項の規定により損害金を徴収して、工期等経過後相当期間内に工事を完成させ、又は委託業務を完了させようとするときは、保証期間内に工事が完成し、又は委託業務が完了する見込みの期日（以下「完成見込期日」という。）が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

(1) [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア [略]

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(エ) [略]

(3)・(4) [略]

前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) 異動後の保証期間が変更後の契約期間を含むものであること。

#### 9 履行遅滞時の取扱い

発注者は、履行遅滞が生じた場合において、約款第45条第1項、土木設計業務等業務委託契約書第41条第1項又は建築設計業務委託契約書第40条第1項の規定により損害金を徴収して、契約期間経過後相当期間内に工事を完成させ、又は委託業務を完了させようとするときは、保証期間内に工事が完成し、又は委託業務が完了する見込みの期日（以下「完成見込期日」という。）が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

(1) [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア [略]

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア)～(オ) [略]

(カ) [略]

(3)・(4) [略]



10 請負代金額等の増額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末（業務委託契約においては履行期間末をいう。以下同じ。）に行われるものは除く。）で、保証の額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア [略]

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) ～ (カ)

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以降であること。

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) ～ (カ)

10 請負代金額等の増額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、保証の額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア [略]

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) ～ (カ)

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が契約期間の終期以降であること。

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) ～ (カ)

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が変更契約書案に記載の工期等の終期以後であること。

(4) ~ (5) [略]

11 請負代金額等の減額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期等の末に行われるものは除く。）で、請負者等から保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲で請負者等の欲する金額まで減額変更するものとする。

(1) ~ (5) [略]

附 則

この要領は、平成31年1月7日から施行する。

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が変更契約書案に記載の契約期間の終期以後であること

。

(4) ~ (5) [略]

11 請負代金額等の減額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、請負者等から保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲で請負者等の欲する金額まで減額変更するものとする

。

(1) ~ (5) [略]